

令和5年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和5年9月14日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	加藤勝廣君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	飯野真有君

◎議事日程

- 日程第 1 一般質問＜P 3～P 13＞
- 日程第 2 報告第 18号 令和4年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について＜P 13～P 14＞
- 日程第 3 議案第 68号 令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 4 議案第 69号 令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 5 議案第 70号 令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 6 議案第 71号 令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 7 議案第 72号 令和4年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 8 議案第 73号 令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 9 議案第 74号 令和4年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 10 議案第 75号 令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 11 議案第 76号 令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 12 議案第 77号 令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P 14～P 16＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、報告第18号の報告を受けた後、議案第68号から議案第77号までの各会計の決算認定について、提案理由の説明を受け質疑を行った後、令和4年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 一般質問を行います。

5 番田利正文君。

（5 番田利正文君 登壇）

○5 番（田利正文君） 通告書に従って、一般質問を行います。

件名は、ジェンダー平等の推進を。

足寄町第6次総合計画（2015年～2024年）は、第5編第1章第6節男女共同参画社会の形成が明記されています。

基本方針で「男女共同参画についての理解を深め、女性の活躍促進に向けた機運醸成を図り、男女がともにあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指します」として、①男女共同参画についての理解を深めるため、啓発活動を推進するとともに学習機会の充実に努めます。

②男女間の暴力を根絶するため、意識啓発を推進します。

③就労、子育て、介護などの支援や相談体制の充実に図り、男女がともに仕事・家庭・地域生活のワーク・ライフ・バランスの調和を保つことができる環境づくりを進めます。

④男女がともに参画できる機会を拡充し、それぞれの声を反映したまちづくりを推進します、の4項目の施策を掲げています。

世界経済フォーラムが公開している2023年の日本のジェンダー・ギャップ指数は、146か国中125位、政治分野の順位は138位と世界で最下位クラスになっています。1990年代以降、世界はジェンダー主流化を合い言葉に、根強く残る男女格差の解消を進めてきました。ジェンダー主流化とは、あらゆる分野で、法律、政策、事業などをジェンダー視点で捉え直し、全ての人の人権を支える仕組みを根底からつくり直していくことです。そのためにも、政治家や企業の管理職はもちろん、各種団体、地域などあらゆる場面で女性の参画を進めることは、ジェンダー平等を進めるために欠かせません。

1、来年が総合計画の最終年となりますが、計画の進捗状況と次期計画策定に向けた課題について、町長の認識を伺います。

2、足寄町議会の女性議員の比率は30.8%です。足寄町役場の女性の管理職登用の状況、並びに足寄町が設置する各行政機関及び各委員会（総合開発審議会など）の女性の参画状況を伺います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「ジェンダー平等の推進を」の一般質問にお答えします。

まず、1点目の「第6次総合計画における男女共同参画の取組の進捗状況と次期計画策定に向けた課題」についてですが、男女共同参画社会を形成するためには、男女共同参画についての理解を深める学習機会の提供や男女がともに仕事・家庭・地域生活のワーク・ライフ・バランスの調和を保つことができる環境づくり、男女それぞれの声を反映したまちづくりなどが必要であることから、本町においても各種取組を実施してまいりました。

具体的には、「足寄町女性のつどい」を開催し、町内女性団体や一般町民に対して女性をめぐる諸問題などに関する学習の機会を提供してきたほか、父子手帳交付による父親の積極的な育児参加に向けたきっかけづくり、女性が積極的に社会参加しやすい環境づくりを図るための女性団体の活動支援などを進めてまいりました。

また、足寄町役場では、職員の仕事と子育ての両立を支援する職場環境整備のため、「足寄町特定事業主行動計画」を策定し、男性職員の積極的な育児参加の奨励や育児休暇を取得しやすい環境づくり、多様な働き方を実現するための取組などを進めており、令和4年度の男性職員の育児休業取得率は33.3%となっております。

次期計画策定に向けた課題といたしましては、内閣府が令和4年度に実施した意識調査において、家事や育児、仕事での昇格などに対する考えが若い世代を中心に変化しているという結果が出ていることから、足寄町の未来を担う若い世代が理想とする生き方、働き方を実現できる環境づくりのために必要な施策を検討し進めていかなければならないと考えております。

また、全ての人が幸福を感じられる社会の実現に向けて、性別や年齢、障害の有無に関わりなく、幅広く多様な個人を認め合

う視点を盛り込むことも検討する必要があると考えております。

2点目の「足寄町役場の女性の管理職登用の状況と各行政機関及び各委員会の女性の参画状況」についてですが、令和5年7月1日時点における足寄町役場の女性の管理職登用状況は15.8%となっており、令和4年4月1日時点と比較して5%増加しております。

足寄町が地方自治法第180条の5に基づき設置する委員会などの女性の参画状況につきましては、令和5年4月1日時点で、教育委員会が50%、選挙管理委員会が25%、農業委員会が10%となっており、公平委員会、監査委員会、固定資産評価審査委員会はゼロ%となっております。

また、地方自治法第202条の3に基づく審議会などの女性の参画状況につきましては、令和5年4月1日時点で、総合開発審議会など14の附属機関合わせて23.6%となっております。

今後、町民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現に向け、男女共同参画の取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 今答弁いただいたわけですがけれども、意外とあっさり行ってしまいまして、細かくもうちょっと聞きたかったところがあるのですけれども、その前に、正直言いますと、ジェンダー平等って打ち上げなければよかったのかなという気がしています。女性参画だけにとどめておけば、もうちょっと細かくコンパクトにできたのかなと思いましたが、ミスったなと思っているところです。

それで、ここでしっかり確認しておかな

ければならない点というのは、ジェンダー平等とは何ぞやということだと思っております。そういうふうになると、今さらと言われるかもしれませんが、当たり前のことだと言われるかもしれませんが、このところをはっきりしておかないと、議論が噛み合わなくなるだろうと。もちろんそういう議論ができるかどうかはちょっと分かりませんが、ただでなくて、ジェンダー平等を推進といっても表面だけのものになってしまって、肝腎要のところを脇に置き去られてしまう可能性があるのではないかと、このことを危惧しております。

私は誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、全ての人にとって希望ある社会でなければならない。その社会に向けて取り組んでいくのがジェンダー平等の推進だというふうに認識しています。

そこで、全く初歩的なことから、横にずれるのかな、という感じがしますが、お聞きしたいと思います。私が結婚した当時48年前ですけれども、ジェンダーという言葉あるいは考え方は一般的には普及していませんでしたと私は思っています。別姓にするとか、どちらにするかという話し合いはありませんでしたし、ごく当たり前のように私の名前で今日まで来ています。ここでちょっとお伺いしたいのですが、町長の場合、場合という言い方はおかしいのでしょうか、町長の認識はいかがだったのでしょうかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 私の考え方というか、私はどう思っていたかといった部分でいくと、基本的にはきっと田利議員さんと同じだということに思っています。もともと男性、女性という分け方があって、男は男らしく女は女らしくだとかという、そういう昔からのそういう教育というのか、地域のとか、昔からのそういう流れの中

で、そのまま生きてきているわけですので、ジェンダーですとか男女平等だとかというふうな、そういう認識だとかというのは、もともと小さな頃から含めてある程度の年齢行くまでは、あまりそういうことを意識したことがないというのが実態かなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） もう1点、本題に入る前にというのでしょうかね、お聞きしたいと思います。

私の年代といえますか、私たちの年代というのでしょうか、の中には、あるいはもっと社会一般にと申したらいいのでしょうか、今町長が言われたように、深く根を張っているような気がするのですが、それは男の子は強く女の子はかわいらしく、男性は外で仕事、女性は家事・育児という役割分担の意識が日常的に共有されている、それがごく自然なこと、当たり前のことのように思われていたというふうに思うのですよね。そのことがジェンダー視点で見ると、差別や不平等になるのだということが判断できない、そんな観点には全く立てないという状況になっているのが一般的だったのではないかと思います。

それが冒頭に通告書で言いましたように、90年代以降から世界的にはジェンダーということで進められてきて、その視点に変えていくという取組が急速なペースで進んできているのですね。それに後れを取っているのが日本だと思っております。こうした性差による〇〇らしさとか、役割が強く求められてしまうと、多様な個人の意思、適性が尊重されず、平等な社会は実現するのは難しいだろうというふうに思うのです。

例えば、コロナウイルスのパンデミックが始まった頃に、2020年だと思っておりますが、小中学校の一斉休校が突然決まりました。子育てをしながら働く女性たちが対応

に追われました。このときに、内閣の半分が子育ての経験を持っている女性であれば、もっと違う政策が実施できたのではないかという話を聞いたことがあります。また、女性が働く介護や保育、ケア労働はもともとは主婦が家庭で行ってきたものだから低賃金でも構わない、女性は困ったら男性の扶養に入れてもらえればいいというような考え、偏見というのでしょうか、それがあるように思います。働く女性の低い賃金、労働条件を改善することなしにジェンダー平等の推進は難しいというふうに私は思っています。この点について、もう一度町長に伺いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） どのあたりを話をすればいいのかとよく分からないですけれども、基本的にやはり思っているのは、地域の中、まだまだ男女平等だとか男女共同参画だとかということです。ずっと国が進めてきているけれども、基本的な考え方というのがやはり男は男らしくだとか女は女らしくだとかという意識というのは、まだまだやはり地域の中でも非常に、何というのですかね、それが主流になっていることが多いのかなというように思っています。とりわけ男の人の中では、そういう考え方を持っている人たちが割合としては多いのではないかというように感じています。ただ、今現状の中でいくと、国も含めて男女平等だとか機会均等法だとかいろいろなことがずっと進められてきて、今男女共同参画だとかということによってやってきてますけれども、そういう中で少しずつ意識は変わってきているのかなというように思っています。ただ、ではもともとあった意識というのは完全になくなったかというのと、決してそうではなくて、まだまだそういうように思っている人たちも多いという状況は変わっていないのかなというように思います。

それで、女性が自立して一人の人間とし

て自立した生活をしていくといった部分では、一定のやはり給与なりだとかも増えていかなければならないということだというように思います。今まではやはり女性の賃金は安くても、例えば結婚したら旦那さんの、夫の収入で一定程度生活できるだとかということが多くあったのだろうというように思います。ですから、今仕事をしていく上でも給与も扶養に入れる程度の所得で仕事をするだとか、そういうことというのはやはり主の働き手というのは旦那さんであって、奥さんは言ってみれば、その副的な収入というか、ということで、そういう流れというのがやはり今まであって、なかなか旦那さんの扶養に入っていたほうが、生活していく上でも負担も少ないだとかというように来ているのではないかなというように思います。より女性の方の収入が増えていくことによって、女性の方の自立というのは進んでいくのだろうというように思います。

これで答えになっているのかどうか分からないのですけれども、以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 私も経験あるのですが、これちょっと横にそれるかもしれませんが、例えば、まちでお会いした方に、「あなたの御主人どこにいますか」と、つい僕らは言うてしまう年代ですよね。一度だけ過去にありました。「うちに主人はいません。夫はいますけれども」と言われたことあるのですね。逆もありますよね。「奥さんいますか」と。普通の男は、男はと言ったら怒られるね、普通の男性は「いるよ」とか言うのでしょうかけれども、ちょっとしっかりした人は、「うちに奥さんはいません」と言いますよね。そのパートナーの呼び方をどうするのか、誰かいい呼び方を考えてくれたらすごくいいのになという感じをこの頃持っています。特にこのジェンダーのことが叫ばれてから余

計です。僕らの中にそういうしみついた当たり前の意識が抜けてませんので、ついぽっと出るのですね。それがジェンダー平等に反するよとか、差別だよとか言われかねませんということなのだと思うのですよね。

それからもう一つ、女性の活躍の骨太方針2023とどんと出ましたよね。あれ読もうかと思ってちらちらとずって見ていたら28ページだか何十ページだかあるのですね。冒頭に来ているのが、女性の活躍、男女共同参画で、経済の活性化とどんと頭に来ているのですよ。ちょっと僕らの発想と違うなと思いましたね。そこからずっと始まっていくのですよ。駄目だと思って読むのやめましたけれどもね。そんなところがあるから、多分ジェンダー指数が125位などというところに安住していることになるのだと思うのですね。

それで、予算書の241ページにある各種委員会の参画状況で、できれば具体的に答えてほしかったなというのが私の思いなのです。それで、今町長の答弁の中には一部しか入ってませんでしたので、例えばこれ拡大コピーしてきて、せめてこれとこれについてはお聞きしたいというのをちょっと引っ張り出してみたのですよね。例えば数の多いところをお願いしたいのですけれども、障害者自立支援協議会委員ですとか、それから地域包括支援センター運営協議会委員12名中何名なのかです。それからあと地籍調査推進専門委員13人いますけれども、その割合です。それから都市計画審議会委員ですとか、あと右にいくと、就学指導委員会委員10名おります。それから学校運営協議会委員39名おりますね。それから教育振興基本計画策定委員23名。それからスポーツ推進委員7名。あと給食センター運営委員会委員10名。こういったところの比率というのは個別に分かるでしょうか。すぐ出なければ別に今は求めませんけれども。

○議長（高橋秀樹君） 暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保多総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今手元で分かるものだけ御説明をさせていただきますと思います。

まず、障害者自立支援協議会につきましては9人中6人、それと地域包括支援センターの運営協議会は12人中5人。（「聞き取れないのでゆっくり」と呼ぶ者あり）

障害者自立支援協議会は9人中6名、地域包括支援センターの運営協議会については12人中5名、それと給食の審議会です、運営委員会についてはゼロ人というふうになっております。あと地籍につきましては13人中5名の委員の方というふうに、こちらのほうでは押さえております。

以上でございます。（「最後の二つ何言っているか聞き取れませんでした、給食センター運営委員会とか」と呼ぶ者あり）

給食センターの運営委員会につきましては10名の委員のうち女性はゼロ人となっております。ゼロです。おりません。

次は、地籍調査についてなのですが、13名中5名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 私が聞いた就学指導委員会委員ですとか、あとは学校運営協議会委員39名、それから教育振興基本計画策定委員23名、この辺は分かりませんか。（「今は分からない」と呼ぶ者あり）

今は分からない。いいです、分からなければ。

今聞いた範囲でも、女性の参画割合が5

0%を超えているところは全くないわけではないですけども、少ないですね。だからこれが今の足寄の現状だというふうに思うのですけれども、それをどうするかということだと思っております。

今町長の答弁にもありましたけれども、足寄町特定事業主行動計画の中の情報公開のところに管理職の女性割合が、これは令和4年度であります。さっき答弁で5年度ありましたでしょうか。

もう一つは、男女育児休暇の取得率で、男性の取得率3.33でなくて33なのですね、これね。このプリントアウトしたものが3.3となっているのですよ。33でいいのですね。分かりました。

それから、男性の配偶者出産休暇等の取得率75%、これは変わってませんか。

○議長（高橋秀樹君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） お時間を頂きまして申し訳ありません。

ホームページのほうに公表しております、女性の職業選択に資する情報の公表というのがございまして、その中に男性の配偶者出産休暇等の取得率というのを公表しております。今現在は令和3年度の数値で75%というふうに公表しておりますけれども、令和4年度につきましては、今現在公表に向けて数字を精査しているところがございますので、最新のものは令和3年度ということで、こちらのほうは公表させていただいているところです。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） こうやってちょこちょこ話していると、あっちへ飛んで分からなくなるのですけれども、例えば男女別

育児休業取得率、男性の場合で33.3でしたよね。女性が100。僕らの年代の発想からいけば当たり前だと思うでしょう。これでは駄目なのですよ、ジェンダー推進という観点からいくと。それは総合計画の中にもありますけれども、そういう環境を醸成するとかいろいろ書いてありますけれども、それが出来上がらないとなかなか男性の意識だけ変えろと責められてもそれは無理ですよ。それから、課長がいて部下がいて、部下が産休取りたいといたら、今の仕事体制で取れないだろうという雰囲気醸し出したら、それでもその人は取れませんよね。そういう状況にあるということを変えろということだと思っておりますけれども、そんなことがうまくいってないのかなということが一つと、それから取得しなければならぬ男性側に奥さんになる女性の方が100%取得していて、男はなかなか取れない、あるいは取らない、取らなくてもいいという意識があるのかどうか、そこのところがやはり大きな問題になるのではないかという気がするのですよね。その結果がここに33.3、女性が100というふうに表れているのではないかと思うのですけれども、そういう認識でいいでしょうか、これは。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 女性は100%、男性は33.3%なのですけれども、これはやはり職場の雰囲気がそうなっているかどうかということと、それと家庭の事情、奥さんが取って、奥さんと言ったら怒られますかね、僕もそういうのがしみついているのでなかなか、女性のほうがやはりどうしても家事、育児、そういったものにどうしても負担が増えるということで、そういった部分では100%になっているのだと思いますし、やはり小さな子供さんがいる、一定の期間というのはどうしてもお母さんがそばにいないといけないということもあるということで、100%なのだ

いうように思います。男性のほうは、要するに、育児だとかそういう家事だとかそういうものをやはり一緒に担わなければならないというところで、本来取れるところは、取らなければならないところは取らなければならないし、家庭の状況によって、取らなくても大丈夫なんだよというところももしかしたらあるかもしれません。それはそれぞれの家庭の事情だとかというのもあるのかもしれませんし、それから田利議員が言われたように、そういう雰囲気はまだちょっと醸し出しているところももしかしたらあるかもしれません。それはいろいろな事情があるのかもしれませんけれども、一概にこれがそういうことなのだよと、この100%、33.3%、この差というのはそういうことなのだよとはなかなか言い難い部分もあるのかなというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） また一つ遡ってすみません。管理職の女性割合ですね。今聞きましたら、課長、参事、室長、あと何でしたか、あるのですね。そういった管理職全部ひっくるめて15.何ぼでしたよね。これも高くはないですよ。だから、こんな例を出してまたいいのかどうか分かりませんが、フィンランド、北海道と同じぐらいの人口ですよ、たかだか五百何ぼぐらいのところでは、国から地方行政まで含めて女性の進出率がすごく高い、それがごく当たり前なのです。だから、さっき言った課長の話しましたがけれども、部下が出産休暇を取りたい、育児休暇を取りたいといったときに、そんな変な雰囲気はもろもないし、取るのが当たり前だと。おまえなんているんだというふうになるというふうな雰囲気がある。それはもうそれだけの歴史があるからなのでしょうけれどもね。だからそこは企業とか政治家とか町議会もそうなのでしょうけれども、50%

を超えるのですよね、女性の割合が。だから当然行政の管理職も女性が半分超えるのですよ。全部が全部超えているかどうか分かりませんが、比率でいくとそういうふうになっているのだそうですけれども。そういうふうになってしまうと、本当にすごいことなのだと思うのです。私がさっき言ったジェンダー平等を進めるためにとって、全ての人がというところに行けるのだと思うのですよ。今はいろいろ努力しても全ての人がとはなりませんからね。

それで、役場のことでお聞きしますけれども、管理職の中に15.5で収まっている女性の割合、これを上げるということは相当難しいことなのですか。それとも、人材がないからですか。それとも、男性のあれが多すぎるからということなのでしょうかね。その辺のところを聞きたいのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 管理職の割合でございますけれども、15.8%ということで、今段階ではそうなっているということでもあります。

今うちの役場の職員の男女の比率というのはどの程度になっているかと、全体の比率がどのぐらいになっているのかちょっと分からないのですけれども、今もしも分かたら後でお知らせしたいと思っておりますけれども、そんなに男女の比率でいくと、そう大差はないのではないかなというように感じています。最近職員を採用していく中でも、特に意識をしているわけではありませんけれども、女性も一定程度採っていますし、男性も一定程度採用しているという状況の中で、全体として、職場によって女性が多い職場もあるので、そうやって考えていくと、全体としてはそんなに男女の比率でいくと変わらないのかなというように思っています。そういう中で15.8%ということになると、比率としては低いの

かもしれないだろうというように思っています。ただ、なかなか管理職になっていただく女性の方をということで考えていきますと……。すみません、女性の比率は全体で239人の職員がいる中で女性が103人ということで、43%ということでありますので、半分以下という状況です。ただ、先ほども申し上げましたように、採用するときに男性を採らなければだとか、男性のほうを採用しなければだとか、女性のほうを採用を控えているだとか、そういうことではなくて、普通にやはり能力、面接なり何なりして、筆記試験だとかそういったものも含めて見ていったときの能力に応じて採用しておりますので、そういう状況ではないと思っています。

ただ、先ほども言ったように、女性の職場というか女性の方が多い職場がありますので、そういうことでいくと43%というのは全体として見たときでいくと、やはり女性の数は少ないのかなと。とりわけ女性の方が多い職場というのは現業職場が多いですから、保育所ですとか特養ですとか、それから病院ですとか、そういうところが多いですので、一般事務職の中でいくと、やはり男の人のほうが多いのだろうということになるのかなというように思います。そういうことでいくと、やはり一般的な課長職だとか室長職だとかという部分でいくと、やはり事務職が多いですので、全体的に見るとやはり男性が多い中での比率ということでいくと、やはりどうしても女性の数が少なくなるという状況なのかなというように思っています。

ただ、管理職に登用するといった部分では、それぞれの方たちの能力だとかを見ながら登用していくという形にはしています。ですので、たまたまそのぐらいの年代だとかで女性の方が少なかったりだとかする中で、どうしても少なくなるということがあるのかなというように思いますし、あと管理職でなくても、例えば主査職だと

か、そういったところでもやはり女性のほうが多分少ないのだろうなというように思っています。

登用するときにはちょっと感じてしまうのは、例えば今子育て中だとか、そういう状況の中で、あまり仕事を重たくしても大丈夫かなだとか、そういうのもちょっと頭の中にかすめてしまうのも実態としてありますが、この間たまたま違う別な研修に行ったときに、そうやって考える人がいるけれども、そうではなくてそれぞれの個人個人ときちんと話をしながら、例えば係長なら、係長はいませんけれども、今は主査ですけれども、主査に採用したいけれどもどうだいと、その仕事の中身とそれから家事だとか育児だとかそういったものを見たときに、どうだろうねと。僕たちとしては主査として十分やっつけていけるだけの能力がありますよ、どうでしょうかねということ、やはりきちんと本人と話をしながら登用していったほうがいいのではないかなというように講演を聞いて、なるほどなというようにちょっと思ったところでもありますけれども、そういうことで基本的には能力、そういったものを勘案しながらその人がきつとこの職をやるだけの能力があるなというところを見ながら、登用してきているということでもあります。

15.8%、そうやっていうと、15.8%というのは女性の能力がないのかと取られたら困るのですけれども、たまたまそういう年代の中で女性の数が少ないというのがうちの役場の実態としてあるということで、こういう状況になっているということであって、能力がなくて女性の数が少ない、女性の管理職が少ないということではないということだけちょっと付け加えたいなというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 町長の答弁で何となく分かった気がするのですけれども、1

5.5%、例えば課長、参事とかで順番に本当は知りたかったのですけれどもね、そこまで聞く必要はないなと思ったのですけれども、女性の能力が低いから登用しないのではないという話をしてました。だとすれば、あと何があるのか、そこをもうちょっとすかっと出てこないかなと思ったのですけれども、それお話ししましたか、私聞き漏らしたかな。変な言い方ですけども、職員に占める女性の割合が43%ですから、少なくとも30や40ぐらいまで幹部職の方に登用されていてもいいのかなという、ふっとしたクエスチョンがつくのですけれどもね。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 基本的に、先ほども言いましたように、どうしても事務職の部分でいくと女性の数が少ないというのは実態として、全体として、先ほども言いましたように、女性が43%ぐらい。先ほども言いましたように、女性のどうしても多い職場というのはありますから、そういったところはやはり現業職が多くて、そういった人たちを除くと、一般事務職の中で一般的に課長だとか室長だとか主査だとか、次長だとか主査だとかになるような人たちはやはり事務職が多いので、そういった中では女性がどうしても少なくなっている、その少ない中でさらに年齢的にやはり一定の経験なりを積んでこなければ、課長職だとか室長職だとかというところをお任せする部分というのは、ちょっと考えていかなければならない部分というのはやはりありますので、一定の経験も積んでいただいている方、そして能力のある方と、きっと課長やっていただけかなだとか、室長やっていただけかなだとかという、そういう能力のある方、そういったことでいくとどうしても、確かに全体としては43%ですけども、管理職として今登用しているのは15.8%というような結果になってきているのかなというように考え

ています。

全体として確かに少ないというのは、全体の職員の数からいったら少ないですけども、決して男性女性で、男性だから課長にするだとか、女性だからしないだとか、そういう考え方ではないということであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 一般通告書をジェンダー平等の推進としてしまったことがちょっと今回の間違いかなという気がして、女性参画のだけでも、さっき言ったみたいな状況がありましたので、絞ればよかったかなと思っています。

それで、今のお話の中で、足寄町の中での各種委員会や役場の中での女性参画の状況が決して高いとは言えないということは分かりました。教育委員会のが出てませんでしたけれどもね。

この中で、これちょっと余談で、横にそれるかもしれませんが、この質問準備するに当たって、改めて気づかされたことがあったのですよ。日本の常識、世界の非常識と言われることがありますよね。これ物すごいそういう事例がいっぱいあるらしいのですけれども、その中で一つ気づいたのは、子育てという言葉というのですか、言い方ですね。ほかの国で使わないそうです、子育てというのは。これは1992年に政府がつくった言葉で、他の国では出生率の低下などと割合で表すというのですね。そして人口政策とか、あるいは人口減少問題というふうにして取り上げているのだそうであります。子供（人間）の数が減っているという、より直接的な表現として言い表しているのを見ても、個人の人権という視点が抜けているのではないかなというふうに思いました。そのいろいろな資料にもそういうふう書いてありましたけれどもね。世界人口白書2023というのが今年出たのですけれども、それでは人口

が減少に転じている国があると。けれども出生率を政策で操作しようとしている国が増えていると。女性に悪影響が及ぶ懸念を示しています。出生率にこだわらず男女平等で社会や経済の発展を目指すべきだと世界人口白書2023では指摘されているのですね。それを政策を発表するときに、国連人口基金事務局長というのでしょうか、その方が「問題は人口が多すぎるか少なすぎるかではないのだ」と。「問うべきは、望む数の子供を希望する間隔で産むことができるという基本的人権を全ての人が行使できるかどうかです」と。このことが問題なのだと言っているのですね。これは国連レベル、国際レベルの話ですけれども、そういう視点があるかどうかと言われたら、ほぼないですよ。ないですよと私言ったらまずいのかな。そういうところが大きな問題なのだと思うのですね。それが一つです。

もう一つ、パワーハラスメントという言葉ごく当たり前に使っています。少子化もごく当たり前僕ら使っていましたし、いろいろな文章見てもそうやって出てます。ところが、パワーハラスメントという言葉も、これも日本だけで通用する言葉で、和製英語だというのですね。これも私自身は知りませんでした。ハラスメントについての定義や概念が曖昧でネット上で40種類以上の用語が上げられているというのです。被害者がもし訴えようとするれば、自分ほどのハラスメントを受けたのかということ調べなければならぬ。そしてそれを説明しなければならぬ。そして当然それを訴えた場合には、加害者は決まってハラスメントをする意図はなかったと。私には権限はないからパワハラではないというふうに言う。そうやって言われたら、今度は被害者の方が今度はまたさらに何がこうだったのかということ説明しなければならぬというふうにして、この現象を被害者が強いられるモグラたたき現象だという

のだそうですね。なるほどと思いましたけれども、そんなことがあるということですね。ジェンダー・ギャップ指数125の国ですから、あらゆるところでいろいろなひずみがあっても当たり前だと思うのですけれども、改めてそうなのだというふうに認識させてもらったところです。

最後の質問にします。

以前、高校生が議会傍聴し、感想文の中に、高校に対する様々な御支援ありがとうございますと。将来、足寄に帰ってきて働きたいですと。そして、足寄に恩返しをしたいですという感想文を書いた方が何人かいたのですね。一人ではないのですよ、複数いたと思っています。こうした声を生かしたまちづくり、ケア労働者の確保、労働条件、働きたいと思える職場づくりなどに行政が大胆な施策を打ち出す必要があるのだろうというふうに思います。それで、足寄町第7次総合計画策定に当たったのことで、ジェンダー平等を推進するに当たり、町長の認識とイニシアチブが大変大きく関わるのだろうと思うのですね。そんなことで、最後ですけれども、改めてその推進に向けた町長の考えを伺って、質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高校生の声というのは高校生の感想文などでも見ましたし、また塾の先生方からも、塾に通っている子供たちからこうやって言われましたよということで、同様のことが言われていたというのを聞いたこともあります。子供たちは卒業して一回は足寄から出ますけれども、できれば戻ってきて足寄で何か仕事をしたと。今まで子供さんたちが町にもいろいろな支援をしていただいた、そういった部分の恩返しができるようなことがしたいとかというようなことを言っていますよというようなことを、塾の先生などからも聞いております。

そういうことで考えていきますと、一旦

子供さんたちが一生懸命勉強ができる、いろいろな部活だとかやりたいことができる、そういった支援を今までしてきたことが、もしかしたらまた戻ってきてくれて、足寄でまたいろいろな仕事に就いてもらえる、そういったことにもつながっているのかなというように思っています。なかなか今田利議員さんが言われたように、戻ってこれるための条件づくりというのがやはり今大事になってくるのかなというように思っています。

仕事が全くないかというところではなくて、いろいろな仕事があるのですけれども、なかなか高校生が卒業して大学だとか専門学校だとか行かれた後、それまでに勉強してきたスキルだとか、そういったものを生かして足寄で仕事をしようかといったときに、なかなかそういう希望するような仕事がないというのもやはり実態なのかなというように思っています。そういうことを考えていきますと、せっかく帰ってきたいと思われている方たちがいっぱいいるということを考えると、できるだけ足寄で仕事ができるような、そういった仕事できて生活ができる、足寄で住んでいける、そういった環境づくりをしていかなければならないのかなというように考えています。

総合計画の中でまたいろいろな方たちと議論しながら、そういう一回外に出て行って、足寄から出ていってもまた戻ってきたいと思えるような、そういうまちづくりを進めていきたいなというように思っておりますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 答弁ありがとうございました。

町長が言われたとおりなのですけれども、昨日も川上議員が言われていた農業、林業に対する労働力不足の問題、それから今足寄では一番ケア労働、介護、これから

特別養護老人もつくられるわけですが、そこに対する介護士というのでしょうか、保育士ですとか、そういうところの人材が不足しているというふうに前から聞いてますので、そこを本格的に本気になって、どうしたら増やせるのか、あるいは来てもらえるのかということも含めて、大胆な施策と私言いましたけれども、本当にちょっとこれでは考えられないというようなことを提起して、それで来ていただく。あそこなら、足寄なら行ってみたいと思わせるようなものをやはり提起しなければ駄目な時期ではないかと思うのです。小手先だけでは来れないと思うのです。だから、介護士や何かを養成する学校の募集が停止されたり、学校が狭くなったり出てますよね。そんな中ですから、足寄に行けばと言われるようなものをやはり大胆な提案をする必要があるだろうと思っています。そうしたら、おまえ何ができるのかと今すぐは言えませんが、本当にそういう議論をする必要があるのかなということをお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋秀樹君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終了します。

以上で一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 報告第18号

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 報告第18号令和4年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 追加提出議案

書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第18号令和4年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり御報告をするものでございます。

まず1点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率についてですが、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率はともに黒字であるため数値の表示はございません。

③の実質公債費比率は11.4%でございます。

④の将来負担比率はマイナスでありますので、数値の表示はございません。

2点目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率についてですが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

3ページに監査委員の意見書を、4ページ及び5ページに各比率の積算資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第68号から議案第77号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第12 議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第69号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第70号令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和4年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第69号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、追加提出議案書の6ページをお願いいたします。

議案第70号令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第71号令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第72号令和4年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第73号令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議案第74号令和4年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第75号令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第76号令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第68号令和4年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第69号令和4年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第70号令和4年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第77号令和4年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、議長と議会選出監査委員を除く11名の委員で構成する令和4年

度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査にすることにしたいと思いをします。

なお、議会は令和4年度決算審査特別委員会に対して地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思いをします。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長と議会選出監査委員を除く11名の委員で構成する令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査にすることに決定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

午前11時28分 休憩

午前11時33分 再開

○議長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 諸般の報告

○議長(高橋秀樹君) 諸般の報告をします。

令和4年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に多治見亮一君、副委員長に川上修一君、以上のとおりです。

◎ 散会宣告

○議長(高橋秀樹君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回の会議は、9月28日、午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時34分 散会

